

## 泉佐野市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する建築物（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する所有者に対し、予算の範囲内において市が補助金を交付することにより、民間建築物の耐震診断の実施を促進し、それによって耐震改修を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に規定する建築物のうち、木造のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅又は併用住宅（いずれも混構造含む）に該当するものをいう。

(2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号の指針に基づき行う診断をいう。

(3) 耐震診断技術者 次に掲げるいずれかに、該当する建築技術者をいう。（その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含む。）

ア 一般財団法人日本建築防災協会主催の木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士

イ 公益社団法人大阪府建築士会主催の既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ受講修了者名簿に登録された者

ウ その他市長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認められた者

### (補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、建築基準法の規定に適合するもので、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

(2) 木造住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住しているもの又はこれから居住しようとするものに限る。）で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの

### (補助対象者)

第4条 補助対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要した費用の11分の10の額とし、1戸当たり50,000円を限度とする。ただし、耐震診断に要した費用は、1,100円/㎡以内とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 当該建築物の建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの

(2) 耐震診断に要する費用の見積書

(3) 当該建築物の所有者、占有者、居住者又は土地所有者が異なる場合は、それらの者から

の耐震診断の実施をしてよい旨の同意書（区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組規約）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申請者に対し、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは、直ちに、既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(耐震診断内容の変更及び中止)

第9条 補助決定者は、第6条の交付申請書の内容を変更しようとするとき、又は事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに既存民間建築物耐震診断補助金交付事項変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更申請があったときは、市長は第7条第1項に準じて決定の内容を変更し、既存民間建築物耐震診断補助金変更通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の報告)

第10条 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、速やかに既存民間建築物耐震診断報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断に要した費用に係る領収書又はその写し

(2) 耐震診断に要した費用の明細書又はその写し

(3) 耐震診断報告書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の通知書を受けた者は、既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条に規定する請求を受理したときは、受理した日から30日以内に当該請求者に対し補助金を交付する。

(補助の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないと

き

(4) その他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる補助金を既に交付しているときは、既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第 11 号）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（補助決定者に対する指導）

第 16 条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（市長の指示）

第 17 条 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。